

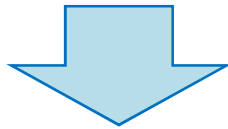
家畜衛生だより

BSE の検査対象が変更されました！

令和5年11月14日に「牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針」が一部改正されました。これに伴い、令和6年4月1日よりBSEサーベイランス対象牛の月齢による区分が廃止され、検査対象牛は特定症状等が認められる牛のみになります。

<改正前>

48 か月齢未満	家畜防疫員が必要と認めた死亡牛、または淘汰された牛(歩行困難、起立不能など)
48 か月齢以上	起立不能を呈し、かつ進行性の神経症状を呈する牛
96 か月齢以上	一般的な死亡牛
全月齢	特定症状を呈する牛



<改正後>

全月齢	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定症状(※1)を呈する牛 ・ 特定症状以外のBSEが否定できない症状(※2)を呈する牛
-----	---

※1「特定症状」とは？

興奮しやすい、音・光に対する過敏な反応等の神経・行動異常

※2「特定症状以外のBSEが否定できない症状」とは？

犬座姿勢、異常歩様、起立不能等の非特異的(BSEに限らない)臨床症状
※感染症、代謝性、外傷性等の一般的な理由で説明できるものを除く

